

令和7年度 第7回栃木地方最低賃金審議会

日 時 令和8年3月10日（火）午後2時～
場 所 宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 令和8年度栃木県特定最低賃金の改正決定に係る申出の意向の確認について

(2) その他

3 閉 会

令和7年度 第7回栃木地方最低賃金審議会 資料目録

1	令和8年度 栃木県特定最低賃金の改正決定の申出に係る意向の表明（確認） 産業別一覧	1
2	令和8年度 最低賃金に関する基礎調査対象産業表	3
3	令和7年度 栃木地方最低賃金審議会等開催状況、諮問及び発効日の状況	5
4	栃木県における最低賃金の推移	7
5	令和7年度 地域別最低賃金改定状況	9

令和8年度 栃木県特定最低賃金の改正決定の
申出に係る意向の表明(確認) 産業別一覧

令和8年3月10日

申出区分		意向表明の件名	申出者	意向表明年月日
決定の別	形式			
改正決定	労働協約	栃木県塗料製造業最低賃金	JEC連合栃木地方連絡会 議長 大橋 健紀	令和8年2月20日
改正決定	公正競争	栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、 業務用機械器具製造業最低賃金	JAM北関東栃木県連絡会 会長 大杉 純一	令和8年2月20日
改正決定	労働協約	栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電 気機械器具、情報通信機械器具製造業最低 賃金	全日本電機・電子・情報関連産業 労働組合連合会 栃木地方協議会 議長 益子 勝宏	令和8年2月20日
改正決定	労働協約	栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金	全日本自動車産業労働組合 総連合会 栃木地方協議会 議長 伊藤 昌幸	令和8年2月20日
改正決定	公正競争	栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機 ・測量機械器具製造業、医療用機械器具・ 医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製 造業、医療用計測器製造業、時計・同部分 品製造業最低賃金	JAM北関東栃木県連絡会 会長 大杉 純一	令和8年2月20日
改正決定	労働協約	栃木県各種商品小売業最低賃金	UAゼンセン栃木県支部 支部長 小笠原 呂和	令和8年2月20日

令和8年度 最低賃金に関する基礎調査対象産業表

(大計)

(中計)

(明細)

栃木労働局

調査対象産業計（製造業、新聞・出版業、卸売・小売業、飲食店、宿泊業、医療・福祉、サービス業等）

01 地域別最低賃金対象産業

02 特定最低賃金対象産業

(大計)		(中計)		(明細)		栃木労働局
01	年齢・業務による適用除外労働者	01	年齢・業務による適用除外労働者	01	年齢・業務による適用除外労働者	
		02	地域別最低賃金適用製造業	02	産業別最低賃金が適用されない製造業	E09・10・E110～115 E12～24(E1644を除く) E263(E2635を除く) E276 E32(E323,E3297を除く)
					繊維工業	E11(E110～115を除く)
					産業別最低賃金が適用されない電気機械器具製造業	E295・E297(E2973を除く) E299
					産業別最低賃金が適用されない輸送用機械器具製造業	E31(E311を除く)
					産業別最低賃金が適用されない業務用機械器具等製造業	E2738 E3297
		03	地域別最低賃金適用情報通信業のうち新聞・出版業	03	情報通信業のうち新聞業および出版業	G413・414
		04	地域別最低賃金適用卸売業・小売業	04	卸売業, 小売業	I50～55 I57～61
		05	地域別最低賃金適用学術研究, 専門・技術サービス業	05	学術研究, 専門・技術サービス業	L71～74
		06	地域別最低賃金適用宿泊業, 飲食サービス業	06	宿泊業, 飲食店 持ち帰り・配達飲食サービス業	M75・76 M77
		07	地域別最低賃金適用生活関連サービス業, 娯楽等	07	洗濯・理容・美容・浴場業 その他の生活関連サービス業, 娯楽業	N78 N79・80
		08	地域別最低賃金適用医療, 福祉	08	医療, 福祉	P83～85
		09	地域別最低賃金適用サービス業等	09	その他のサービス業	R88～95
		10	塗料製造業	10	塗料	E1644
		11	はん用機械器具, 生産用機械器具, 業務用機械器具製造業	11	ボイラ・原動機	E251
					ポンプ・圧縮機器	E252
					一般産業用機械・装置	E253
					農業用機械	E261
					建設機械・鉱山機械	E262
					生活関連産業用機械	E264
					基礎素材産業用機械	E265
					金属加工機械	E266
					半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置	E267
					その他の生産用機械・同部分品	E269
					事務用機械器具	E271
					サービス用・娯楽用機械器具	E272
					縫製機械	E2635
					その他のはん用機械・同部分品	E259
		12	電子部品・デバイス・電子回路, 電気機械器具, 情報通信機械器具製造業	12	発電用・送電用・配電用電気機械器具	E291
					産業用電気機械器具	E292
					民生用電気機械器具	E293
					電球・電気照明器具	E294
					通信機械器具・同関連機械器具	E301
					映像・音響機械器具	E302
					光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ	E2832
					電子計算機・同附属装置	E303
					電子応用装置	E296
					電子デバイス	E281
					電子部品	E282
					記録メディア	E283(E2832を除く)
					電子回路	E284
					ユニット部品	E285
					その他の電子部品・デバイス・電子回路	E289
		13	自動車・同附属品製造業	13	自動車・同附属品	E311
		14	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業, 医療用機械器具・医療用品製造業, 光学機械器具・レンズ製造業, 医療用計測器製造業, 時計・同部分品製造業	14	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具	E273(E2738を除く)
					医療用機械器具・医療用品	E274
					医療用計測器	E2973
					光学機械器具・レンズ	E275
					時計・同部分品	E323
		15	各種商品小売業	15	百貨店, 総合スーパー	I561
					その他の各種商品小売業	I569

※ それぞれの産業において、管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(L7282)も、特定最低賃金の適用となる。

栃木地方最低賃金審議会等開催状況、諮問及び発効日の状況 (令和7年度)

1 栃木地方最低賃金審議会等

回数 件名	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回
	栃木地方最低賃金審議会	7.7.4	7.7.31	7.8.5	7.8.21	7.10.29	7.11.14 (中止)
特別小委員会	7.8.19 (中止)						

2 栃木県最低賃金専門部会

区分 件名	諮問 年月日	第1回	第2回	第3回	答申 年月日	官報公示 年月日	発効 年月日
	栃木県最低賃金	7.7.4	7.7.31	7.8.1	7.8.5	7.8.5	7.9.1

3 栃木県特定最低賃金専門部会

区分 件名	改正決定の 必要性有無		第1回	第2回	結審状況	最低賃金の改正決定			
	諮問 年月日	答申 年月日				諮問 年月日	答申 年月日	官報公示 年月日	発効 年月日
栃木県塗料製造業最低賃金	7.8.5	7.8.21 (必要性有)	7.10.21	7.10.23	全会一致	7.8.21	7.10.23	7.11.21 (予定)	7.12.31 (指定)
栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金			7.10.7		全会一致		7.10.7	7.11.6 (予定)	7.12.31 (指定)
栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金			7.10.2	7.10.22	全会一致		7.10.22	7.11.20 (予定)	7.12.31 (指定)
栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金			7.9.30	7.10.20	全会一致		7.10.20	7.11.18 (予定)	7.12.31 (指定)
栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金			7.9.26	7.10.8	全会一致		7.10.8	7.11.7 (予定)	7.12.31 (指定)
栃木県各種商品小売業最低賃金		7.8.6 (取下げ)							

栃木県における最低賃金の推移

			2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	
最低賃金の種類	新設発効日		25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	
栃木県最低賃金	S47.5.15	時間額(円)	718	733	751	775	800	826	853	854	882	913	954	1,004	1,068	
		引上げ額(円)	13	15	18	24	25	26	27	1	28	31	41	50	64	
		改正率(%)	1.84	2.09	2.46	3.20	3.23	3.25	3.27	0.12	3.28	3.51	4.49	5.24	6.37	
		発効日	25.10.19	26.10.1	27.10.1	28.10.1	29.10.1	30.10.1	元.10.1	2.10.1	3.10.1	4.10.1	5.10.1	6.10.1	7.10.1	
栃木県特定最低賃金	塗料製造業	H4.12.31	時間額(円)	865	875	888	904	923	943	963	965	992	1,023	1,061	1,109	1,159
			引上げ額(円)	9	10	13	16	19	20	20	2	27	31	38	48	50
			改正率(%)	1.05	1.16	1.49	1.80	2.10	2.17	2.12	0.21	2.80	3.13	3.71	4.52	4.51
		発効日	25.12.31	26.12.31	27.12.31	28.12.31	29.12.31	30.12.31	元.12.31	2.12.31	3.12.31	4.12.31	5.12.31	6.12.31	7.12.31	
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	H2.2.10	時間額(円)	809	821	835	851	869	889	910	913	939	970	1,007	1,055	1,070
			引上げ額(円)	10	12	14	16	18	20	21	3	26	31	37	48	15
			改正率(%)	1.25	1.48	1.71	1.92	2.12	2.30	2.36	0.33	2.85	3.30	3.81	4.77	1.42
		発効日	25.12.31	26.12.31	27.12.31	28.12.31	29.12.31	30.12.31	元.12.31	2.12.31	3.12.31	4.12.31	5.12.31	6.12.31	7.12.31	
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	S63.12.21	時間額(円)	809	822	836	851	869	889	910	913	940	971	1,008	1,056	1,105
			引上げ額(円)	10	13	14	15	18	20	21	3	27	31	37	48	49
			改正率(%)	1.25	1.61	1.70	1.79	2.12	2.30	2.36	0.33	2.96	3.30	3.81	4.76	4.64
		発効日	25.12.31	26.12.31	27.12.31	28.12.31	29.12.31	30.12.31	元.12.31	2.12.31	3.12.31	4.12.31	5.12.31	6.12.31	7.12.31	
	自動車・同附属品製造業	H2.2.10	時間額(円)	812	825	840	856	875	896	917	920	947	978	1,016	1,064	1,114
			引上げ額(円)	10	13	15	16	19	21	21	3	27	31	38	48	50
			改正率(%)	1.25	1.60	1.82	1.90	2.22	2.40	2.34	0.33	2.93	3.27	3.89	4.72	4.70
		発効日	25.12.31	26.12.31	27.12.31	28.12.31	29.12.31	30.12.31	元.12.31	2.12.31	3.12.31	4.12.31	5.12.31	6.12.31	7.12.31	
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業	S63.12.21	時間額(円)	809	821	835	851	869	889	909	912	940	971	1,008	1,056	1,104
			引上げ額(円)	10	12	14	16	18	20	20	3	28	31	37	48	48
			改正率(%)	1.25	1.48	1.71	1.92	2.12	2.30	2.25	0.33	3.07	3.30	3.81	4.76	4.55
		発効日	25.12.31	26.12.31	27.12.31	28.12.31	29.12.31	30.12.31	元.12.31	2.12.31	3.12.31	4.12.31	5.12.31	6.12.31	7.12.31	
	各種商品小売業	H2.5.24	時間額(円)	773	786	800	817	837	850	871	874	(882)	(913)	(954)	(1,004)	(1,068)
			引上げ額(円)	10	13	14	17	20	13	21	3	—	—	—	—	—
			改正率(%)	1.31	1.68	1.78	2.13	2.45	1.55	2.47	0.34	—	—	—	—	—
		発効日	25.12.31	26.12.31	27.12.31	28.12.31	29.12.31	30.12.31	元.12.31	2.12.31	—	—	—	—	—	

(注) 「各種商品小売業」最低賃金は、令和7年10月1日以降、栃木県最低賃金(時間額1,068円)が適用されています

令和7年度 地域別最低賃金改定状況 (2025)

局番号	目ラン 安ク	都道府県名	令和6年度 (2024) 最低賃金額	令和7年度 (2025) 最低賃金額	引上げ額	引上げ率
1	B	北海道	1,010	1,075	65	6.44%
2	C	青森	953	1,029	76	7.97%
3	C	岩手	952	1,031	79	8.30%
4	B	宮城	973	1,038	65	6.68%
5	C	秋田	951	1,031	80	8.41%
6	C	山形	955	1,032	77	8.06%
7	B	福島	955	1,033	78	8.17%
8	B	茨城	1,005	1,074	69	6.87%
9	B	栃木	1,004	1,068	64	6.37%
10	B	群馬	985	1,063	78	7.92%
11	A	埼玉	1,078	1,141	63	5.84%
12	A	千葉	1,076	1,140	64	5.95%
13	A	東京	1,163	1,226	63	5.42%
14	A	神奈川	1,162	1,225	63	5.42%
15	B	新潟	985	1,050	65	6.60%
16	B	富山	998	1,062	64	6.41%
17	B	石川	984	1,054	70	7.11%
18	B	福井	984	1,053	69	7.01%
19	B	山梨	988	1,052	64	6.48%
20	B	長野	998	1,061	63	6.31%
21	B	岐阜	1,001	1,065	64	6.39%
22	B	静岡	1,034	1,097	63	6.09%
23	A	愛知	1,077	1,140	63	5.85%
24	B	三重	1,023	1,087	64	6.26%
25	B	滋賀	1,017	1,080	63	6.19%
26	B	京都	1,058	1,122	64	6.05%
27	A	大阪	1,114	1,177	63	5.66%
28	B	兵庫	1,052	1,116	64	6.08%
29	B	奈良	986	1,051	65	6.59%
30	B	和歌山	980	1,045	65	6.63%
31	C	鳥取	957	1,030	73	7.63%
32	B	島根	962	1,033	71	7.38%
33	B	岡山	982	1,047	65	6.62%
34	B	広島	1,020	1,085	65	6.37%
35	B	山口	979	1,043	64	6.54%
36	B	徳島	980	1,046	66	6.73%
37	B	香川	970	1,036	66	6.80%
38	B	愛媛	956	1,033	77	8.05%
39	C	高知	952	1,023	71	7.46%
40	B	福岡	992	1,057	65	6.55%
41	C	佐賀	956	1,030	74	7.74%
42	C	長崎	953	1,031	78	8.18%
43	C	熊本	952	1,034	82	8.61%
44	C	大分	954	1,035	81	8.49%
45	C	宮崎	952	1,023	71	7.46%
46	C	鹿児島	953	1,026	73	7.66%
47	C	沖縄	952	1,023	71	7.46%
全国加重平均			1,055	9 1,121	66	6.26%